



学内広報

No.1301

2004.11.24
東京大学広報委員会



東京大学稷門賞授賞式を挙行（15ページに関連記事）

CONTENTS

特別記事	2
秋の紫綬褒章受章、第8回東京大学公開学術講演会開催のお知らせ	
一般ニュース	4
コンビニエンスストアの設置について、「東京大学学生生活関連規程集」および「学生懲戒処分規程」等の制定について、平成16年度（後期）東京大学学術研究活動等奨励事業（国外）の採択決まる、東京大学学術研究奨励資金による平成17年度国際交流助成事業の採択決まる、「東京大学稷門賞」授賞式を挙行	
部局ニュース	15

平成16年度東大シンポジウム「フグ・ゲノミクス—研究の現状と展望」開催される、大学院人文社会系研究科・文学部で外国人留学生見学旅行を実施、三鷹国際学生宿舎で10月新入居留学生への歓迎会行われる、大学院教育学研究科・教育学部留学生見学旅行が実施される	
掲示板	18
アカデミック・ハラスメント防止公開シンポジウム、第3回国際シンポジウム「グローバル時代の教育政策と教育改革」開催、「東京大学の生命科学」シンポジウム	
淡青評論「効率」.....	20

秋の紫綬褒章受章

大学院医学系研究科宮下保司教授及び大学院工学系研究科大津元一教授の2名が、本年秋の紫綬褒章を受章された。

宮下保司大学院医学系研究科教授

宮下保司教授は、生理学・神経科学・生物物理学の分野で脳高次機能について先駆的業績を挙げてきました。とくにヒト精神機能の基礎となる認知記憶のメカニズムを、「記憶はどこに貯蔵されるか」「記憶はどのように形成されるか」「記憶はどうやって想起されるか」の3つの基本的観点から解明してきました。



まず大脳側頭葉皮質内に視覚図形を記憶する神経細胞(記憶ニューロン)群を発見し、「記憶はどこに貯蔵されるか」との問いに答えました。この知見をもとに短期記憶・長期記憶がこれら記憶ニューロンによってどのように組織されているか(記憶情報の脳内表現)を明らかにしました。「記憶はどのように形成されるか」との問いに対して、記憶ニューロンが大脳感覚野からの情報だけでなく海馬からの逆行性信号を使って記憶を固定化することを見出し、更にこの過程で脳由来神経栄養因子が神経回路を再構成する分子として作用し、その結果ニューロン軸索の形態変化が起こることを示しました。「記憶はどうやって想起されるか」との問いに対しては、大脳側頭葉の記憶ニューロン群が、感覚器からの物理的信号によってではなく、脳の内部からの2種類の信号によって活性化されることが記憶想起の基礎であることを示しました。一方は海馬と新皮質との相互作用により側頭葉内部を逆向性に伝播していく信号であって自発的想起をもたらす、他方、意識的想起をもたらす信号が大脳前頭葉と側頭葉の相互作用によって生ずる(トップダウン信号)ことを発見しました。

以上のように宮下教授の研究は、複雑な精神機能を細胞レベルから神経回路レベル・個体心理レベルまで首尾一貫して体系的に解明した独創的な業績として国際的に高い評価を得ております。

(大学院医学系研究科 納家勇治)

大津元一大学院工学系研究科教授

今回の大津教授の受章は光電子工学の分野、特に光のナノ寸法化とそれを用いたナノフォトニクスという革新技術の開拓に関する国際的に傑出した研究、さらにはその実用化のための産学連携を通じた工学及び工業上の多大な貢献に対して贈られたものです。



まず光のナノ寸法化のためには近接場光という光の小さな粒を発生・検出する必要があるという独創的発想のもとに、近接場光の発生・エネルギー移動・検出の原理の先駆的研究をし、量子力学的理論を構築して、新しい学問分野としての近接場光学を確立しました。近接場光が光電子工学のブレークスルーのために広く使えることを認識し、この技術を「ナノフォトニクス」と命名して、計測、デバイス、加工、メモリ、光通信システムへと研究を展開しました。これらは国内外を通じて唯一、大津教授のみがなし得たものです。さらに特筆すべきは、この研究の本質は単に「ナノ寸法の光技術を実現すること」にあるのではなく、「近接場光のナノ寸法空間局在性に起因する独特の現象と機能を引き出し使うこと」であるという考え方を貫いたことです。これに基づき近接場光と分子との新規な局所的相互作用を見出し、これを利用して従来の光技術の原理を逸脱した新規な光化学気相堆積、光リソグラフィ、ナノ光デバイスなどを発明しました。さらに「アトムフォトニクス」という極限技術を開拓しました。これは近接場光を用いて中性原子の熱運動を制御し操作するものです。まず近接場光による原子の誘導を世界に先駆けて成功させ、また近接場光による単一原子の捕獲などを提案し、単一原子操作・検出用デバイスなどを開発しました。これらをもとに単原子レベルでの結晶成長などの研究を推進しました。

以上の研究推進のために大津教授は超高密度光メモリなどの多数のプロジェクトの総括責任者を務め、また、大学・大学院教育を通じて多くの人材を育てており、その功績は非常に顕著であります。

(大学院工学系研究科 保立和夫)

総務部

第8回東京大学公開学術講演会開催のお知らせ

東京大学では、さまざまな分野で世界の第一線の研究が精力的に行われています。このような研究の中から社会的に評価を受けた優れた研究成果を学内外に広く公開するために、年2回、「公開学術講演会」を開催しています。

第8回目となる今回は、本年度紫綬褒章を受章した大津元一工学系研究科教授による「光の小さな粒：21世紀の社会を支える新しい光技術」と、同じく本年度紫綬褒章を受章した宮下保司医学系研究科教授による「見る・記憶する・想像する：脳科学の最先端」のテーマで行われます。

入場は無料です。世界的知的資産に触れる機会に、ふるってご参加ください。

日時：12月2日（木）18：00～20：00

場所：大講堂（安田講堂）

開場：17：00

プログラム：

18：00～18：10

開会の挨拶 佐々木 毅 総長

18：10～19：00

「光の小さな粒：21世紀の社会を支える新しい光技術」
大津 元一（工学系研究科教授）

19：00～19：50

「見る・記憶する・想像する：脳科学の最先端」
宮下 保司（医学系研究科教授）

参加費：無料。事前の参加申込みは不要です。
直接会場へお越しください。

問い合わせ先：

東京大学公開学術講演会事務局

〒113-8654 東京都文京区本郷7-3-1

TEL 03-3815-8345

URL http://www.u-tokyo.ac.jp/d/d04_01_02_j.html

主催：東京大学

（財）東京大学総合研究会



財務部

コンビニエンスストアの設置について

1. コンビニエンスストアの設置目的及び設置業者の選定経緯

東京大学は、本郷キャンパス内における学生・教職員等の福利厚生充実を図るため、コンビニの設置を計画し、公募のうえ設置業者を選定することとした。

公募に当たっては、年中無休24時間営業、学生・教職員等に対するサービスの向上、大学キャンパス内の施設としての適格性等を基本的条件とし、サービスの内容、取扱商品、営業形態、防犯対策及び食の安全性に対する取組状況等について出店希望業者に企画提案書の提出を要請した。

企画提案書の提出は最終的に6社であった。各社からは熱心な提案がなされ、提案内容についても類似する点が多く見られたことから慎重に選定作業を行い、最終的に総合的な評価として㈱ローソンを選定することとした。

同社については、①コンビニ業者としての業績、②原材料から製法にこだわった安全・安心な食品の提供について強調した提案があったこと、③大学のキャンパスの特殊性に外観を含めて柔軟に対応できる店舗計画の提案があったこと、④商品の販売のみならずテラスと一体化した店舗計画について積極的な提案をしていたこと、などの点を高く評価したものである。

2. 設置場所、営業内容等

(1) 設置場所

「山上会館龍岡門別館」「人事課倉庫」の2ヶ所

(2) 営業内容

- ① 営業時間：24時間年中無休
- ② 取扱商品内容：食品、日用品、文具、雑誌等の販売
- ③ サービス内容：公共料金代行収納、マルチメディア端末による各種サービス（航空券、ホテル、各種チケット等）の提供、ATM設置、郵便局機能ほか

(3) 営業開始

平成17年2月末日途。(但し、工事等により多少遅れることもあり得る。)

学生部

「東京大学学生生活関連規程集」および「学生懲戒処分規程」等の制定について

標記の規程等については、学生を含めた大学構成員に対するパブリック・コメントを実施し、慎重に審議を進めてきましたが、10月26日開催の教育研究評議会で承認され、平成17年1月1日から施行されることになりましたのでお知らせいたします。

この規程等の運用については、制度を決定した後も大学構成員からの意見聴取については継続するつもりです。ご意見等ありましたらお寄せください。

新しい規則等

- 1. 東京大学学生生活関連規程集
- 2. 東京大学学生懲戒処分規程
- 3. 学生懲戒処分規程の実施にあたっての申合せ
- 4. 逮捕・勾留された学生の懲戒処分に関する指針
- 5. 学生参考人に関する細則

【問い合わせ先】

学生部学生課学生係
 Tel : 22513、22524
 Fax : 22519
 Mail : gakusei-a@ml.adm.u-tokyo.ac.jp



東京大学学生生活関連規程集（学生生活の基本指針・学生証等に関する規程・課外活動団体の届出及び課外活動施設の利用に関する規程）を次のとおり制定する。

平成16年10月26日

東京大学総長 佐々木 毅

東京大学学生生活関連規程集

前 文

東京大学は、東京大学憲章において大学構成員の責務を、「東京大学を構成する教職員および学生は、その役割と活動領域に応じて、運営への参画の機会を有するとともに、それぞれの責任を自覚し、東京大学の目標の達成に努める」と定めている。東京大学は、平成16年4月1日の法人化を受け、上の東京大学憲章の精神に則って新たに学生生活関連の諸規程を制定する。

従来の学部共通細則およびその取扱内規は平成16年12月31日をもってこれを廃止し、ここに、下記の「学生生活の基本指針」、「学生証等に関する規程」および「課外活動団体の届出及び課外活動施設の利用に関する規程」からなる「東京大学学生生活関連規程集」を設ける。

この前文の理念に抵触しない限り、各部局が学生生活に関する規定を独自に設けることは、これを妨げない。学生の懲戒は、透明性と公平性の高い制度を新たに設けて、これを行う。

なお、学生と教職員に共通の「掲示に関する内規」は「掲示に関する規程」として承継する。

「学生生活の基本指針」

（平成16年10月26日東大規則第250号）

東京大学の学生は、個々人が東京大学の構成員であるとの自覚に立ち、大学という知の探求と創造の場にふさわしい環境を整えるよう努めなければならない。

附 則

この指針は、平成17年1月1日から施行する。

「学生証等に関する規程」

（平成16年10月26日東大規則第251号）

（携帯）

第1条 本学の学部の学生、研究生、聴講生および特別聴講学生ならびに大学院の学生、研究生、科目等履修生、特別聴講学生および特別研究学生（以下「学生等」という。）は、それぞれ学生証、研究生証、聴講生証、科目等履修生証、特別聴講学生証、特別研究学生証（以下「学生証等」という。）の交付を受けて必ず携帯し、本学教職員等の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。

（返還）

第2条 学生証等は、卒業、修了、退学の場合またはその有効期間を経過したときは、直ちに学部長、大学院研究科長または大学院教育部の部長（以下「部局長」という。）に返還しなければならない。

（再交付等）

第3条 学生証等を破損、紛失したとき、または留年、休学などによりその有効期間が経過したときは、直ちに部局長に届け出て再交付または更新の手続きを受けなければならない。

2 再交付を受けようとするときは、別に定められた料金を納めるものとする。

（住所及び連絡者の届出）

第4条 学生等は、入学後速やかに所定の様式により住所および父母又はこれに代る連絡者を部局長に届け出るものとする。住所または連絡者に変更があった際も、同様とする。

附 則

この規程は、平成17年1月1日から施行する。

「課外活動団体の届出及び課外活動施設の利用に関する規程」

（平成16年10月26日東大規則第252号）

（届出）

第1条 本学における課外の文化、芸術、体育等に関する活動を行うため、本学の課外活動施設（体育施設は除く。以下「施設」という。）を利用し、または本学の支援を受けることを希望する課外活動団体（以下「団体」という。）は、あらかじめ責任者3名以上（うち1名は責任代表者）および顧問の教員（本学の教授又は助教授）を定め、所定の様式により責任代表者が所属する学部長、大学院研究科長または大学院教育部の部長（以下「部局長」という。）に届け出るものとする。ただし、団体の構成員が2以上の部局にまたがる場合は、学生部長に届け出るものとする。

届出の事項を変更する場合は、遅滞なく部局長または学生部長に届け出るものとする。

*団体に対する大学の「支援」とは、たとえば大学による広報協力、学外行事への参加の際の援助、活動の成果に対する授賞等を意味する。

第2条 団体は、毎年4月に継続届を部局長または学生部長に提出するものとする。提出のない団体は解散したものとみなす。

（利用）

第3条 前2条の規定に基づいて届け出た団体のみが施設を利用することができる。ただし、当該施設を所管する部局長または学生部長が特に認めた場合はこの限りではない。

第4条 施設の利用時間は、原則として平日は午前9時

から午後9時まで、土曜日は午前9時から午後5時までとする。

ただし、当該施設を所管する部局長または学生部長が別に定めた利用時間がある場合は、それに従うものとする。

(駒場 I キャンパスにおける扱い)

第5条 駒場 I キャンパスの部局に在籍する者を責任代表者とする団体については、当該団体の構成員が2以上の部局にまたがっている場合でも、第1条および第2条の規定にかかわらず駒場 I キャンパスの部局長が別途定めるところに従う。ただし、当該団体が他キャンパスの部局が所管する施設を利用するときは、第1条および第2条の規定により届け出るものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成17年1月1日から施行する。
- 2 平成16年4月1日以降において本規程施行前に旧学部共通細則第8条による届け出を行った団体については、本規程第1条及び第2条により届け出たものとみなす。



東京大学学生懲戒処分規程を次のとおり制定する。

平成16年10月26日

東京大学総長 佐々木 毅

東京大学学生懲戒処分規程

(平成16年10月26日東大規則第253号)

(目的)

第1条 この規程は、東京大学学部通則第25条および東京大学大学院学則第42条に規定する懲戒に関し手続その他必要な事項について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「学生」および「懲戒処分の対象となる学生（以下「当該学生」という。）」とは、学部学生および大学院学生をいう。

2 この規程において「部局」とは、学部、研究科および教育部をいう。

3 この規程において「部局長」とは、学部においては学部長、研究科においては研究科長、教育部においては部長をいう。

(懲戒処分の対象)

第3条 懲戒処分の対象となりうる行為は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 犯罪行為
- (2) 人権を侵害する行為
- (3) セクシャル・ハラスメント
- (4) 試験等における不正行為および論文等の作成における学問的倫理に反する行為
- (5) 情報倫理に反する行為
- (6) 本学の規則に違反する行為
- (7) 本学における教職員の業務ならびに学生等の学習、研究および正当な活動を、暴力、威力、偽計等の不当な手段によって妨害する行為。ただし、学生の正当な自治活動の一環として、大学または部局等への意思表示のために、授業を受けることの放棄を呼びかけること自体は、ここにいう行為にはあたらないものとする。

(懲戒処分の種類)

第4条 懲戒処分の種類は、退学および有期の停学とする。

(懲戒処分のための手続)

第5条 第3条第1号、第2号、第4号、第5号、第6号および第7号に関する懲戒処分のための手続は、次条以下においてこれを定める。

2 第3条第3号に関する懲戒処分のための手続は、「セクシャル・ハラスメントを理由とする学生の懲戒処分についての了解事項（平成14年4月16日評議会決定）」による。ただし、同了解事項において「評議会

への付議」とあるのは、「学生懲戒委員会への付議」と読み替える。

(懲戒処分に関する部局の意見)

第6条 部局長は、懲戒処分の対象となりうる行為が当該部局の学生によって行われたことを知り得たときは、遅滞なく事実確認および当該学生に対する事情聴取を行い、懲戒処分が相当と判断した場合には、懲戒処分に関する意見を作成し、速やかに総長および当該学生にこれを通知する。部局による事情聴取にあたっては第11条第2項および第3項の手續にならって行うものとする。

2 懲戒処分に関する意見には、懲戒処分の根拠となる事実の認定、懲戒処分の相当性に関する判断および懲戒処分の量定に関する判断が含まれる。

(学生懲戒委員会)

第7条 教育研究評議会の下に学生懲戒委員会を置く。

2 学生懲戒委員会は、副学長1名、評議員5名および教員15名(本学の教授または助教授であることを要する。)の計21名の委員によって構成される。

3 総長は、委員長をつとめる副学長を任命する。

4 教育研究評議会は、副学長以外の学生懲戒委員会委員を選任する。

5 総長は、前条に定めるところにより懲戒処分に関する意見が通知されたときは学生懲戒委員会に、懲戒処分の要否および懲戒処分を要する場合のその内容についての審査を付議する。

6 学生懲戒委員会は、前項に定めるところにより審査を付議されたときは学生懲戒委員会の中に担当班を設置する。個々の事案の懲戒処分手続は、学生懲戒委員会の担当班が行う。

7 学生懲戒委員会の担当班は、学生懲戒委員会委員長である副学長、評議員1名および教員3名の計5名によって構成される。担当班の班長は当該副学長が、副班長は当該評議員がつとめる。

8 学生懲戒委員会は、担当班を組織するにあたり、懲戒手續の公平性の確保に努める。

(当該学生の意思の確認)

第8条 学生懲戒委員会の担当班は、当該学生が、部局の作成した懲戒処分に関する意見に対して不服を申し立てるか否かを確認する。

(当該学生および部局からの事情聴取ならびに資料等の提出要請)

第9条 学生懲戒委員会の担当班は、適宜、当該学生および当該部局から事情聴取を行い、資料等の提出を求めることができる。

(不服の申し立てがない場合の手續)

第10条 学生懲戒委員会の担当班は、当該学生が部局の作成した懲戒処分に関する意見に対して不服を申し立

てることが確認されなかった場合には、直ちに当該意見の適否の判断を行うことができる。

2 学生懲戒委員会の担当班は、当該意見が妥当であると判断した場合には、その旨を学生懲戒委員会に報告する。総長は、学生懲戒委員会からの報告を受けて、当該部局長に対して、この懲戒処分をとるよう命ずる。総長は、懲戒処分を命じたことを教育研究評議会に報告する。

3 学生懲戒委員会の担当班は、当該意見が妥当でないと判断した場合には、必要に応じて前条に定める調査を行った後、新たな懲戒処分案を作成し学生懲戒委員会に報告する。学生懲戒委員会は、第13条に定める参考人団の評決に委ねる。当該学生からの事情聴取および懲戒処分案の作成にあたっては、次条第2項、第3項および第5項の手續が適用される。

(不服が申し立てられた場合の手續)

第11条 学生懲戒委員会の担当班は、当該学生が部局の作成した懲戒処分に関する意見に対して不服を申し立てることが確認された場合には、遅滞なく当該学生および部局から事情聴取を行い、資料等の提出を求めるものとする。

2 学生懲戒委員会の担当班は、当該学生からの事情聴取にあたっては、当該学生に自己を防御する機会を十分に与えるよう配慮する。ただし、当該学生が正当な理由が無いのに事情の聴取に応じない場合または自己に有利な証拠を提出する等の防御をしない場合には、その機会を自ら放棄したものとみなすことができる。

3 学生懲戒委員会の担当班は、当該学生からの事情聴取にあたっては、当該学生からの申し出があれば、当該学生を補助する者(弁護士を含む。)の同席を認める。ただし、調査の妨げとなる場合には、同席する者の数を制限することができる。

4 学生懲戒委員会の担当班は、懲戒処分案を作成し、学生懲戒委員会に報告する。学生懲戒委員会は、第13条に定める参考人団の評決に委ねる。

5 懲戒処分案には、懲戒処分の根拠となる事実の存否および懲戒処分の相当性に関する判断が含まれる。懲戒処分を相当であるとした場合には、量定に関する判断も含まれる。

(参考人団)

第12条 第10条第3項ならびに前条第4項および第5項の懲戒処分案に関し、その公平性と透明性を高めるため、次項以下に定める参考人団を置く。

2 参考人団は、評議員1名、教員5名(以下「教員団員」という。)および学生5名(以下「学生団員」という。)の計11名によって構成される。参考人団を構成する評議員および教員団員は、学生懲戒委員会委員以外から総長が任命する。

3 参考人団を構成する評議員は、当該学生の所属部局とは異なる部局の者でなければならない。参考人団の団長は、評議員がつとめる。団長は、参考人団を統括する。

4 教員団員は、当該学生の所属部局とは異なる部局の者でなければならない。

5 学生団員は、各部局から選出された学生参考人で構成される学生参考人会の中から、互選により選出される。学生団員は、当該学生と所属部局が異なる者でなければならない。また当該学生と個人的に交際関係のある者であってはならない。学生参考人の選出その他必要な事項に関しては、別途定める。

(参考人団による評決)

第13条 参考人団は、学生懲戒委員会の担当班による懲戒処分案が妥当であるか否かに関する評決を行う。

2 参考人団は、評決に先立って、学生懲戒委員会の担当班による懲戒処分案の説明を受ける。参考人団は、必要があれば、当該学生および当該部局の意見を聴取することができる。当該学生からの事情聴取にあたっては、第11条第2項および第3項の手続にならって行うものとする。

3 評決にあたっては、団長および7名以上の団員（教員団員および学生団員をいう。以下同じ。）の出席を要する。評決は、出席した団員の多数決によって行われる。団長は、評決に加わることができない。ただし、可否同数の場合には、団長の決定による。

4 団長は、評決結果を学生懲戒委員会に報告する。

(総長による処分または再審査の命令)

第14条 学生懲戒委員会は、参考人団が懲戒処分案（処分不相当とする案を含む。）を相当であると評決した場合には、それに基づいて懲戒処分案を確定し、総長に報告する。総長は、当該部局長に対して、この懲戒処分（処分不相当とする場合を除く。）をとるよう命ずる。総長は、懲戒処分を命じた場合には、そのことを教育研究評議会に報告する。

2 学生懲戒委員会は、参考人団が懲戒処分案（処分不相当とする案を含む。）を相当でないとして評決した場合には、その旨の理由を付して総長に報告する。総長は、学生懲戒委員会に対して、当該事案の再審査を命ずる。

(再審査)

第15条 再審査は、学生懲戒委員会において新たに組織される担当班によって行われる。

2 学生懲戒委員会は、再審査に基づいて新たに作成した懲戒処分案（処分不相当とする案を含む。）を総長に報告する。

3 総長は、審査の全過程を斟酌の上、懲戒処分（処分不相当とするを含む。）を決定し、部局長に対し

て、この懲戒処分（処分不相当とする場合を除く。）をとるよう命ずる。総長は、懲戒処分を命じた場合には、そのことを教育研究評議会に報告する。

(学生による再審査請求)

第16条 懲戒処分を受けた当該学生は、処分の根拠となった事実が存在しないことが明らかになった場合その他正当な理由がある場合には、総長に対して再審査を請求することができる。

2 前項の請求があったときには、総長は遅滞なく再審査の要否の審査を学生懲戒委員会に付議する。

(関係者の守秘義務)

第17条 学生懲戒委員会の委員ならびに参考人団の団長および団員（学生参考人を含む。以下この条において同じ。）は、その地位にあることから知り得た情報に関する守秘義務を負う。この義務は、委員、団長または団員の地位を解かれた後も継続する。

(補則)

第18条 この規程に定めるもの以外に、この規程の実施にあたって必要な事項は、別途これを定める。

附 則

1 この規程は、平成17年1月1日から施行する。

2 昭和56年2月24日評議会承認「現行懲戒処分制度について」は、平成16年12月31日をもってこれを廃止する。

[了解事項]

1. 本規程で定める学生懲戒処分制度は、東京大学が全学的な規模で統合的な制度を持ちたいとの東京大学の志向に則って作られたものである。とはいえ、教育と研究の具体的なあり方に部局による差異がある以上、学生の処分に関しても、公平性が著しく損なわれない範囲において、部局ごとに判断基準が異なること、従って量定に差の生じることは容認せざるをえない。

2. 譴責、謹慎等の懲戒より軽い措置は、部局において部局長がこれを行う。

3. 東京大学は、学生処分の歴史的経過を踏まえ、懲戒処分を進めるに当たって当該学生からの事情聴取および当該学生の意思確認を重視している。ただし、逮捕・勾留された学生の身柄拘束が長期におよび大学による事情聴取と意思確認が行えなかったため、処分相当と思われるながら、処分が行えなかった事例が過去に一再ならずあったことに鑑み、そうした場合においては部局長の申し出と学生懲戒委員会の発議に基づき、総長が認めることにより、本規程第6条に定める当該学生からの事情聴取および第8条に定める当該学生の意思確認を経ることなく、懲戒処分手続を進めることができるものとする。なお、この懲戒処分手続の例外措置が恣意的に運用されることのないよう、「逮捕・

勾留された学生の懲戒処分に関する指針」において本了解に基づく手続を具体的に定めることとする。

学生懲戒処分規程の実施にあたっての申合せ

(1) 規程と部局の裁量

学生懲戒処分規程（以下規程と称する。）の定める学生懲戒処分制度は、全学的規模で総合的な学生懲戒処分制度を持ちたいとの東京大学の志向に則って作られたものである。とはいえ、教育と研究の具体的なあり方に部局（規程第2条第2項に定める部局をいう。以下同じ。）による差異がある以上、学生の処分に関しても、公平性が著しく損なわれない範囲において、部局ごとに判断基準が異なること、従って量定に差の生じることは容認せざるをえない。

(2) 規程の定める処分と部局の採りうる措置

①規程が定める処分は、学部通則第25条第4項（大学院にあっては大学院学則第42条の準用規定をいう。）に規定された退学と停学である。規程は停学を「有期の停学」としており、その期間は原則として、1年、6ヶ月、2ヶ月の3種類とする。これらの処分はすべて、部局長（規程第2条第3項に定める部局長をいう。以下同じ。）の申し出により、規程第7条以下に定めた全学的な手続を経て決定される。

②部局長は、規程第3条に掲げる懲戒処分の対象となりうる行為が発生したとき、公正な調査の結果、その行為が規程の定める処分に相当しないと判断したなら、当該事案を総長の了解をもとめることなく、部局内で採りうる措置によって処理することができる。部局長が部局の裁量で採りうる措置とは、1) 譴責、説諭等の懲戒処分より軽い措置、または2) 部局がそれぞれの教育目標に応じて主体的に行う学部通則第23条（大学院にあっては大学院学則第30条の準用規定をいう。以下同じ。）に定める「願出による退学」（いわゆる自主退学）の受理および単位の取消である。部局長は、こうした措置を部局内で採った場合は、その旨をすみやかに学生懲戒委員会の委員長たる副学長に報告する。

③上記②の部局の判断による部局内措置1)は、規程第3条に該当するが、違反の程度が軽微であり、情状酌量の余地があると判断された場合に限定される。ただし、当該行為が「軽微」か否かの判断が容易に下せない場合、部局長は学生懲戒委員会の委員長たる副学長と協議するものとする。なお、軽微とはいえない事案であっても、当該学生の精神状態に問題があると考えられるときは、部局長は保健センターの精神科医また

は学生相談所の相談員の判断に基づき、当該事案を処分不相当とすることができる。この場合部局長は、その旨をすみやかに学生懲戒委員会の委員長たる副学長に報告する。また部局内措置2)は規程による正規の懲戒処分より実質的に重くなることもありうるので、部局はそれらの措置を講じるとき、部局独自の教育目標の実現に欠かせない措置を採っていることに自覚的でなければならない。

④部局長は、規程第3条に掲げる懲戒処分の対象となりうる行為を起こした学生に登校を禁じることが必要と判断した場合、謹慎を命ずることができる。

(3)「願出による退学」の受理を認めてはならない時期
規程第3条に掲げる行為を行った学生が、学部通則第23条に定める「願出による退学」を部局長に申し出た場合、次の時期には部局長はこれを受理してはならない。

1) 部局が当該行為に対する調査を開始しているが、懲戒処分の相当性に関する意見がまだ定まっていない時期

2) 部局が当該行為を処分相当と判断し、規程による懲戒処分手続が開始されてから、総長による最終決定が下されるまでの時期

(4) 退学処分

①規程による退学処分を受けた学生に十分な反省が見られる場合、学部通則第9条（大学院にあっては大学院学則第22条第1号をいう。）の規定にしたがい、部局長は部局教授会（大学院にあっては教育会議をいう。以下同じ。）の議を経て再入学を認めることができるが、最長の停学処分が1年間であることとの整合性を考慮し、退学処分になった者の再入学は、処分決定から1年以上経過しないと認めてはならない。

②部局長は、部局教授会が退学処分者の再入学を決定した場合には、その旨をすみやかに学生懲戒委員会の委員長たる副学長に報告する。

(5) 停学処分

①停学期間は、学部通則第3条、大学院学則第27条並びに専門職学位課程規則第17条および第25条に定める在学年限に算入するが、学部通則第2条に定める修業年限、大学院学則第2条第5項、第6項および第7項に定める標準修業年限並びに専門職学位課程規則第4条および第20条に定める標準修業年限には算入しない。ただし2ヶ月の停学の場合に限り、この期間を修業年限・標準修業年限に算入するものとする。

②停学期間中の学生は、授業に出席すること、単位を取得することができないが、授業料は学部通則第53条第2項（大学院にあっては大学院学則第39条第1項の準用規定をいう。）に従って納付しなければならない。

③部局長が、停学期間の半ばを過ぎた学生が十分な反省をしていると判断した場合は、学生懲戒委員会に停学

期間の短縮を提案することができる。部局長からの提案があった場合、学生懲戒委員会はすみやかに結論を出すものとする。

- ④停学処分と進学・進級・卒業（修了）認定との関係に問題が生じた場合は、部局長は学生懲戒委員会の委員長たる副学長と協議の上、適切と思われる措置を採ることができる。

(6) 研究生等の懲戒処分

- ①学部長の権限で退学を命ずることのできる学部の研究生、聴講生および特別聴講学生（学部通則第28条～第42条、第42条の3）に対する懲戒処分は学部長が、研究科長（教育部の部長を含む。以下同じ。）の権限で退学を命ずることのできる特別聴講学生、大学院科目等履修生、特別研究学生および大学院研究生（大学院学則第31条～第33条、大学院研究生規則、大学院外国人研究生に関する規程）に対する懲戒処分は研究科長が、研究所長の権限で退学または退学を命ずることのできる研究所研究生（各研究所研究生規則）に対する懲戒処分は研究所長が、それぞれ行う。その際、学部長・研究科長・研究所長は、当該研究生等の権利にも十分な配慮を払わなければならない。
- ②学部長・研究科長・研究所長が、これら研究生等への懲戒処分を行った場合は、その旨をすみやかに学生懲戒委員会の委員長たる副学長に報告する。

(7) 2以上の部局に関わる事案の処理

- ①規程では、懲戒処分の対象となりうる行為を行った学生の処分に関する意見を作成し、全学的手続きを求めるのは、当該学生が現在所属する部局と定めている。従ってある部局が、以前所属していた学生が懲戒処分の対象となりうる行為を行っていたことを知ったときは、その旨を遅滞なく学生懲戒委員会の委員長たる副学長に報告する。副学長は、その旨をすみやかに当該学生が現在所属している部局の長に伝達するものとする。
- ②懲戒処分の対象となりうる行為が、もっぱら学生が過去に所属していた部局のみに関わる行為である場合には、当該学生が現在所属している部局の長は、当該事案の事実確認にあたり、学生懲戒委員会の委員長たる副学長を通じて、過去の所属部局の長の協力を要請するものとする。
- ③部局長は、懲戒処分の対象となりうる行為に自部局の学生だけでなく、他部局の学生も関与していたことを知った場合には、その旨をすみやかに学生懲戒委員会の委員長たる副学長に伝える。副学長は、その旨を他の学生が所属している部局の長に伝達するものとする。

逮捕・勾留された学生の懲戒処分に関する指針

1. 学生が逮捕・勾留された場合、あるいは起訴された場合、当該学生を懲戒処分に処すべきか否かは、大学が独自に判断すべき事項である。大学は、①当該学生が犯した罪が軽微であって、大学として問題にする必要がないと判断した場合、②学問の自由や大学の自治という観点に照らして懲戒処分の対象とするに当たらないと考えられる場合、③当該学生が有罪判決によってすでに十分な公的制裁を受けていると判断される場合などには、当該学生に大学としての処分を行わないことがありうる。
2. 被疑内容が重大であり、事実であれば大学としての懲戒処分が必要と判断されるケースで、当該学生が罪状を認めている場合は、大学は学生懲戒処分規程（以下規程と称する。）に基づく処分手続を開始する。このケースで、大学として当該学生への接見ができない場合、部局長（規程第2条第3項に定める部局長をいう。以下同じ。）はその旨を学生懲戒委員会に申し出る。総長は、学生懲戒委員会の議に基づき、部局長が規程第6条に定める事情聴取を行うことなく処分に関する部局（規程第2条第2項に定める部局をいう。以下同じ。）の意見を作成することを許可する。この事案が学生懲戒委員会に付託された際には、学生懲戒委員会は規程第8条に定める意思確認を行うことなく、懲戒処分の手続を進めることができるが、その際には学生懲戒委員会の作成した処分案は参考人団の評決を経なければならない。当該学生からの事情聴取やその意思確認を経なかった場合には、部局および学生懲戒委員会は、当該学生の権利を著しく損なうことがないよう、十分な配慮をしなければならない。
3. 被疑内容が重大であり、事実であれば大学としての懲戒処分が必要と判断されるケースで、当該学生が罪状を否認している場合は、大学は自らが主体的に行う事実認定に基づいて、懲戒処分が必要か否かを慎重に判断する。懲戒処分が必要と判断された場合は、当該学生が否認を続けていても、司法の判断を参照しつつ、大学として処分を行うことがありうる。部局長が処分相当と判断したにもかかわらず当該学生への接見ができない場合、部局長はその旨を学生懲戒委員会に申し出る。総長は、学生懲戒委員会の議に基づき、部局長が規程第6条に定める事情聴取を行うことなく処分に関する部局の意見を作成することを許可する。この事案が学生懲戒委員会に付託された際には、学生懲戒委員会は規程第8条に定める意思確認を行うことなく、懲戒処分の手続を進めることができるが、その際には学生懲戒委員会の作成した処分案は参考人団の評決を

経なければならない。当該学生からの事情聴取やその意思確認を経なかった場合には、部局および学生懲戒委員会は、当該学生の権利を著しく損なうことがないよう、十分な配慮をしなければならない。

4. 被疑内容が重大であり、事実であれば大学としての処分が必要と判断されるケースで、当該学生が罪状を否認している場合であっても、上記3とは逆に大学が冤罪の可能性があると判断し、かつ当該学生の身柄拘束が長びくと思われ、学生またはその代理人が休学を願い出た際には、学生の地位の保全をはかるため、大学は学部通則第19条第3項（大学院にあっては大学院学則第29条第3項の準用規定をいう。以下同じ。）の規定によりこれを認めることができる。
5. 被疑内容が学問の自由や大学の自治という観点に照らして、懲戒処分の対象とするに当たらないと考えられる場合で、当該学生の拘束が長びくと思われ、学生またはその代理人が休学を願い出た際にも、学生の地位の保全をはかるため、大学は学部通則第19条第3項の規定によりこれを認めることができる。
6. 学生が犯罪の嫌疑をかけられ逃走をはかり、大学としての事情聴取が行えない場合には、本指針の規定を援用することができるものとする。



学生参考人に関する細則を次のとおり制定する。

平成16年10月26日

東京大学総長 佐々木 毅

学生参考人に関する細則

（平成16年10月26日東大規則第254号）

（目的）

第1条 この細則は、東京大学学生懲戒処分規程（以下「規程」という。）第12条に規定する学生参考人会を構成する学生（以下「学生参考人」という。）および参考人団を構成する学生参考人（以下「学生団員」という。）についての細目を定めることを目的とする。

（学生参考人の選出）

第2条 規程第12条第5項に規定する学生参考人の選出は、次項以下の手続による。

- 2 各部局から選出される学生参考人の数は、別表のとおりとする。
- 3 部局長は、所属する学生（休学中の者を除く。）の中から抽選により学生参考人を選出する。部局長は、選出された学生参考人の名簿を総長に提出する。
- 4 選出された学生参考人は、原則として辞退することができない。
- 5 学生参考人の任期は、1年とする。
- 6 学生参考人に欠員が生じたときは、当該部局はすみやかに欠員を補充しなければならない。補欠の学生参考人の任期は、前任者の任期の残余の期間とする。
- 7 総長は、選出された学生参考人に対して、学生参考人である旨を記した文書を交付する。

（学生参考人会の組織及び庶務）

第3条 学生参考人会には、代表1名及び副代表2名を置く。

- 2 代表及び副代表は、互選により選出される。
- 3 規程第12条第5項に規定する学生団員の選出が必要となった場合は、代表または副代表が学生参考人会を招集し、互選により選出する。
- 4 学生参考人会の庶務は、学生部において処理する。

（学生団員の待遇）

第4条 規程第12条第5項に規定する学生団員に対しては、大学から謝金が支払われる。

（学生参考人の氏名及び学生団員の氏名の公開）

第5条 学生参考人の氏名は、公開する。

- 2 学生団員の氏名は、公開しない。

（学生参考人による評決の傍聴）

第6条 学生参考人は、自身が学生団員ではない参考人団による規程第13条に規定する説明および評決を傍聴することができる。ただし、懲戒処分の対象となる学生がこれを望まない場合には、傍聴することができな

い。

(この細則の改廃)

第7条 この細則の改廃は、学生生活委員会の審議を経て、総長がこれを行う。

附 則

- 1 この細則は、平成17年1月1日から施行する。
- 2 この細則の施行後最初に選出される学生参考人の任期は、第2条第5項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

了解事項 学生団員は、学生参考人としての任期満了時点において評決が完了していない場合には、東京大学の学生である限り、本細則第2条第5項の規定にかかわらず、評決の時点まで学生参考人としての任期を延長し学生団員の任務にあたる。なおこのような場合にも、当該部局は、通常の任期満了時までに次期の学生参考人を定数どおり選出するものとする。

別 表 (第2条第2項関係)

学 部

部 局 名	参考人選出数
法学部	2
医学部	1
工学部	2
文学部	2
理学部	2
農学部	2
経済学部	2
教養学部 (前期課程)	2
教養学部 (後期課程)	1
教育学部	1
薬学部	1

大学院 (研究科・教育部)

部 局 名	参考人選出数
人文社会系研究科	2
教育学研究科	1
法学政治学研究科	2
経済学研究科	1
総合文化研究科	2
理学系研究科	2
工学系研究科	2
農学生命科学研究科	2
医学系研究科	2
薬学系研究科	1
数理科学研究科	1
新領域創成科学研究科	2

情報理工学系研究科	2
学際情報学府	1
公共政策学教育部	1

参 考

学生の在籍数が500名以上の部局は、それぞれ2名の学生を選出する。

学生の在籍数が500名未満の部局は、それぞれ1名の学生を選出する。

教養学部については、前期課程から2名の学生を後期課程から1名の学生を選出する。

在籍数は平成16年5月1日現在を基準としている。

顕著な変動がある場合は見直しをすることとする。



研究協力部

平成16年度（後期）東京大学学術研究活動等奨励事業（国外）の採択決まる

本学大学院学生の国外における研究活動の活性化を図るため、平成16年度後期より実施された「東京大学学術研究活動等奨励事業（国外）」に関して、このほど東京大学学術研究奨励資金実施委員会において、平成16年度後期（平成16年12月～平成17年5月出発）応募者の審査が行われ、72件の実施計画が採択された。なお、研究科別の応募及び採択状況は以下のとおりである。

研究科名	応募者数	採用者数	主な渡航先
人文社会系研究科	10	10	ニュージーランド、韓国、ドイツ、フィリピン、モンゴル、フランス、アメリカ
教育学研究科	3	3	フランス、イギリス、アメリカ
法学政治学研究科	2	2	カナダ、フランス
経済学研究科	1	1	アメリカ
総合文化研究科	13	13	ドイツ、アメリカ、フランス、ペルー、中国、セルビアモンテネグロ、イラン、台湾、イギリス
理学系研究科	5	5	カナダ、ブラジル、スウェーデン、アメリカ
工学系研究科	15	14	アメリカ、ギリシャ、ドイツ、フィリピン、韓国、インドネシア、チリ、タイ、ニュージーランド、イギリス
農学生命科学研究科	7	7	ニュージーランド、韓国、アメリカ、中国、インドネシア
医学系研究科	4	4	マラウイ共和国、アメリカ、カナダ
薬学系研究科	3	3	イギリス、アメリカ
数理科学研究科	0	0	
新領域創成科学研究科	5	5	アメリカ、ミャンマー、タイ
情報理工学系研究科	4	4	イタリア、アメリカ
学際情報学府	1	1	アメリカ
公共政策	0	0	
合 計	73	72	

※ 辞退者1名

研究協力部

東京大学学術研究奨励資金による平成17年度国際交流助成事業の採択決まる

平成17年度国際交流助成事業について、以下のとおり助成することを決定しました。

1. 海外学術交流拠点設置・運営経費助成事業（平成17年度）

部局名	申請者職・氏名		海外拠点の名称	設置場所
医学教育国際協力研究センター	センター長 (教授)	加我 君孝	東京大学医学教育共同研究センター	カブール医科大学内 (アフガニスタン)
大学院工学系研究科	研究科長 (教授)	平尾 公彦	東京大学日中エコデザイン研究センター	中国江蘇省無錫市新区 情報産業パーク内
大学院総合文化研究科	教授	木畑 洋一	東京大学リベラルアーツ南京交流センター	南京大学中日文化研究センター (中国江蘇省南京市)

2. 東大シンポジウム開催経費助成事業（平成17年度）

部局名	申請者職・氏名		シンポジウム名称	開催場所
大学院人文社会系研究科	教授	平野 嘉彦	文化ファクターとしての苦痛	東大山上会館
大学院農学生命科学研究科	教授	塩田 邦郎	ゲノム全域エピジェネティックス： 新たなパラダイムへのチャレンジと 展望	東大弥生講堂
大学院教育学研究科	教授	下山 晴彦	専門職大学院における臨床心理士の 養成プログラムに関する国際討議 －臨床心理学コース新設記念－	東大安田講堂 及び山上会館

3. ジョイント・フォーラム開催経費助成事業（平成17年度）

部局名	申請者職・氏名		フォーラム名称	開催地（開催国）
大学院総合文化研究科	教授	高田 康成	東アジア四大学フォーラム －共通文化の創造をめざして	ソウル（韓国）

研究協力部

「東京大学稷門賞」授賞式を挙

11月2日(火)17時30分から武田先端知ビル武田ホールにおいて標記授賞式が挙行され、平成14年度から新設された「東京大学稷門賞」が、佐々木総長から各受賞者の方々へ授与された。

本表彰は、私財の寄附、ボランティア活動及び援助等により、本学の活動の発展に大きく貢献した個人、法人又は団体、寄付講座、寄付研究部門に対し授与するものである(現に在籍する本学の教職員及び学生を除く)。

授賞式は岡田研究協力部長の司会により、青柳功績者選考委員会委員長の授賞選考経過報告、佐々木総長から各受賞代表者へ賞状及び記念品の贈呈、総長から感謝のことば、各受賞者からの挨拶が行われた。

なお、この日総長、理事等役員及び各研究科長は式服を着用し、厳粛な雰囲気の中、授賞式は終了した。

また、同ビルホワイエで開催されたレセプションでは、渡辺副学長の挨拶の後、受賞関係者と本学関係者と和やかな雰囲気の中、懇談が行われた。

当該顕彰については、年2回行うこととしている。

◎ 受賞者一覧

- 1 財団法人 東京大学経済学振興財団
理事長 岸 暁 殿
授賞理由：経済学研究科附属の日本経済国際共同研究センターの前身である日本産業経済研究施設については、同財団の寄附金により運営されており、日本経済に関する国際的研究活動に貢献。
- 2 一高同窓会
総括副委員長 奥田 教久 殿
授賞理由：旧制第一高等学校の卒業生により設立された一高同窓会から総合文化研究科・教養学部へ教育研究助成のために寄附。開学130年という節目の本年11月1日に解散。
- 3 日本製薬工業協会
会長 青木 初夫 殿
授賞理由：薬学系研究科に我が国で初の領域である「医薬経済学寄付講座」を設立。平成13年度から17年度の5年間に及び寄附。
- 4 株式会社 丹青社
代表取締役社長 渡辺 亮 殿
授賞理由：総合研究博物館に「ミュージアムテクノロジー寄付研究部門」を設立。従来の博物館活動を超越産学連携事業を推進。

大学院農学生命科学研究科・農学部

平成16年度東大シンポジウム「フグ・ゲノミクス—研究の現状と展望」開催される

平成16年度東京大学学術研究奨励資金による標記の国際シンポジウム(開催責任者、大学院農学生命科学研究科教授、渡部終五)が11月4日(木)から6日(土)まで、弥生講堂において行われた。本シンポジウムはゲノム解読がほぼ完成したトラフグを中心に、ゲノミクスおよび関連分野の研究者の交流と情報交換を主目的として開催されたものである。このような試みは国際的にも初めてで、国内外から約150名の参加者があった。

基調講演は2002年度ノーベル医学・生理学賞受賞者のSydney Brenner教授(Salk Institute)と、清水信義教授(慶応義塾大学)が行った。また、Ian A. Johnston教授(St Andrews大学)など、国外からの9名を含め計20名の講演者からフグゲノム研究をめぐる最新情報が提供され、熱心に質疑応答が行われた。とくにBrenner教授による講演は若手研究者にとって大きな刺激となった。



ユーモアたっぷりに熱弁をふるわれるSydney Brenner教授

初日の夕方に開かれたポスターセッションでは39の研究テーマのもと、終了時になっても参加者のほとんどが会場内にとどまり活発な討論が行われた。2日目に山上会館で開かれた懇親会にも100名近い参加者があり、盛会となった。すべての招待者からスピーチをいただき、再来年にシンガポールで開催予定の第2回フグ・ゲノミクス国際会議における再会と研究の発展に参加者一同、夢を膨らませた。3日間にわたるシンポジウムは今後のフグ・ゲノミクスおよびその応用研究を方向付ける上で非常に有意義なものとなり、成功裏に幕を閉じた。

大学院人文社会系研究科・文学部
**大学院人文社会系研究科・文学部で外国人
 留学生見学旅行を実施**



大山阿夫利神社にて

11月1日(月)・2日(火)の両日、恒例の外国人留学生見学旅行を実施した。参加者は、留学生26人、引率の教職員等9人の合計35人。

8時45分に本郷キャンパスの総合図書館横からバス1台を貸し切りにしての出発。出発時はあいにくの小雨であった。日本を代表するハイテク工場の一つである神奈川ビール工場を見学し、昼食の後、見学旅行のサブテーマ「江戸の町人文化：町火消の信仰」にあわせた最初の目的地である富士山本宮浅間大社を見学した。大鳥居越しに日本の象徴《富士山》を眺めようと出発予定時刻を少し延ばし雲が切れることを待ったが、残念ながらかなわなかった。車中では本学の応援歌として知られている「ただ一つ」の歌詞カードを配り参加者全員に覚えてもらい、神宮野球観戦など本学の各種行事への参加をPRした。その後、宿泊地である大山に到着し夕食を兼ねた懇親会を行い、なごやかな雰囲気の中、参加者相互の親睦を深めあった。しばし休憩の後、二次会になだれ込み、深夜まで討論をかわしていた。

翌日は好天に恵まれ、留学生見学旅行の最大の目的地である大山阿夫利神社を拝観した。神社の御好意により、社の内部に上ることができ、貴重な日本の文化財を身近に感じる事ができた。また、大山の美しい草木と良質の空気と水は大都会の喧噪を忘れさせ、ゆとりの時間も堪能した。



記念撮影

この後、最後の見学地である江ノ島神社見学を終了し、相模湾に沈む夕日を眺めながら15時半過ぎに帰路についた。平日の夕刻のため多少の交通渋滞はあったが、ほぼ予定の時刻どおりに本郷キャンパスに到着。こうして今年の見学旅行は、日本の歴史と美しい自然さらには留学生同士との出会いなど、参加者に多くの思い出を残し無事終了した。

大学院総合文化研究科・教養学部
**三鷹国際学生宿舎で10月新入居留学生への
 歓迎会行われる**



お好み焼きに挑戦

10月11日(月)、三鷹国際学生宿舎(三鷹市新川6-22-20)にて10月新入居留学生に対し、歓迎会が行われた。三鷹国際学生宿舎には留学生の生活をサポートするために大学院学生のチューターによる院生会が組織されている。今回のパーティーは10月に新しく入居した留学生(50人)を歓迎するために院生会とそれをサポートする学部学生により企画されたものである。パーティーは宿舎敷地内の共用棟で行われ、留学生、チューター、国際交流に関心のある学部学生など70人以上の参加があつ

た。

留学生の中には日本に着いて間もない人や、初めて海外留学した人もおり、日本文化を紹介する意味も込めて参加者自ら料理（おにぎり、お好み焼き）に挑戦してもらった。チューターや学部学生がダンス、ピアノ演奏などのパフォーマンスを披露したり、留学生も歌を歌ったりと一同大いに楽しんだ。歓迎する宿舎生側も留学生に接する機会を積極的に生かそうという学生が集まり、国際交流という点からも成果のある会となった。



おにぎり作りを体験

院生会はこのようなパーティーだけでなく、留学生の入居当日から部屋の使い方や、近隣の案内、国際電話のかけ方など様々なガイダンス、ツアーを行い、留学生がスムーズに日本の生活に入れるように活動してきた。今後も様々な活動を継続して行い、留学生の生活を助けるとともに、学生間、学生と地域の国際交流に務めていこうと考えている。

大学院教育学研究科・教育学部

大学院教育学研究科・教育学部留学生見学旅行が実施される

10月27日（水）に、大学院教育学研究科・教育学部の外国人留学生見学旅行が実施された。本年度は日帰り、日光方面へのバス旅行となった。現在、本研究科・学部には9ヶ国63名の外国人留学生が在籍しているが、その内留学生22名、日本人チューター1名、外国人客員研究員4名、下山留学生交流委員、衛藤教授ら教員3名、事務職員5名の計35名が参加した。



季節の味覚に舌つみ

大型バス1台で、正午前に日光に到着し、名物ゆばの精進料理を味わった後、世界遺産にも登録されている日光東照宮を見学した。留学生らは、建築美を鑑賞するのみならず、歴史的背景などについてたくさんの質問をしていて、その関心の高さがうかがわれた。その後、理学系研究科附属植物園日光分園を見学した。本郷キャンパスを中心に活動している本研究科の留学生にとっては、本学の幅広い教育研究活動を知る良い機会となった。さらに、紅葉で彩られたいろは坂をバスで登り、華厳の滝を見物した。天気も良く、あまりに美しい絶景に一同感激するばかりであった。



華厳の滝にて

特に事故や怪我もなく、夕方には全員無事に本郷へ到着した。日本の文化や自然にふれるだけでなく、参加者どうしの友好を深める良い機会ともなり、深く思い出に残る秋のすばらしい1日であった。

学生相談所

アカデミック・ハラスメント防止公開シンポジウム

シンポジウム・講演会

学生相談所では、アカデミック・ハラスメントの問題についての公開シンポジウムを開催します。

アカデミック・ハラスメントの問題は、深刻な人権侵害の問題として多くの大学で早急な対応が迫られています。本シンポジウムでは、各大学の学生相談の担当者が、それぞれの大学における取り組みや、アカデミック・ハラスメントという問題が生じる背景等について議論を行います。

日時：12月2日（木）13時～15時（12時30分開場）

場所：理学部化学本館5階講堂

プログラム：

13:00 挨拶

古田元夫 副学長

繁榊算男 教養学部学生相談所運営委員長

13:10 シンポジストによる報告

九州大学：田中健夫 助教授（九州大学学生生活・修学相談室）

「欧米におけるアカデミック・ハラスメント」

北海道大学：大畑 昇 教授（北海道大学学生相談室長）

「北海道大学における取り組み」

東京大学：高野 明（東京大学学生相談所）

「東京大学における取り組み」

東北大学：吉武清実 助教授（東北大学学生相談所）

「学生相談の視点から見たアカデミック・ハラスメント問題の理解」

東京工業大学：齋藤憲司 助教授（東京工業大学保健管理センター）

「アカデミック・ハラスメント問題の今後」

14:50 全体質疑応答

15:00 閉会

（司会：亀口憲治 学生相談所長）

参加料：無料

問い合わせ先：東京大学学生相談所（本郷）

〒113-8654 文京区本郷7-3-1

TEL 03-5841-2516（内線22516）

大学院教育学研究科・教育学部

第3回国際シンポジウム「グローバル時代の教育政策と教育改革」開催

シンポジウム・講演会

大学院教育学研究科・基礎学力研究開発センター（21世紀COEプログラム）では、以下の要領で国際シンポジウムを開催いたします。どなたでも参加できます。多くの方のご来場をお待ちしております。

第3回 国際シンポジウム

Educational Policy and Reform in a Global Age: Cross-Cultural Perspectives

—グローバル時代の教育政策と教育改革—

報告者・パネリスト：

David Berliner（アリゾナ大学，アメリカ）

Jouni Valijarvi（ユバスキュラ大学，フィンランド）

Eckhard Klieme（国立ドイツ国際教育研究所，ドイツ）

Christine Lee（国立教育機関・ナンヤン大学，シンガポール）

Yangboon Kim（韓国教育開発院，韓国）

Hangu Ryu（韓国教育開発院，韓国）

佐藤学（東京大学教授）

荻谷剛彦（東京大学教授）

恒吉僚子（東京大学助教授）

金子元久（東京大学教授・基礎学力研究開発センター長）

日時：

12月11（土）10：00～17：00

12月12（日）10：00～12：45

会場：

赤門総合研究棟2F 200番教室

お問い合わせ・参加申し込み先：

東京大学大学院教育学研究科

基礎学力研究開発センター

電話：03-5841-1398

FAX：03-5841-1400

E-mail：coe@p.u-tokyo.ac.jp

「東京大学の生命科学」シンポジウム

シンポジウム・講演会

生命科学は21世紀にはいり急速な広がりを見せています。東京大学ではさまざまな学部、研究科、研究所で生命に関する研究がすすめられています。植物と動物、人間の病気と心理、海の生物と人工的な生物、さまざまなテーマについて13の部局からの研究者が最新の成果をわかりやすく説明するシンポジウムを、12月4日（土）安田講堂で行います。また、夕方には山上会館で生命科学研究者、学生の懇親会を行います。ふるって御参加ください。

主催 東京大学の生命科学実行委員会
（代表 教養学部長 浅島誠）
後援 東京大学学術企画室

《プログラム》

10:00～10:10 開会挨拶 副学長 小宮山 宏

<座長 長棟 輝行（工学系）>

- 10:10～10:30 脊椎動物の器官形成の仕組みをさぐる
教養学部・総合文化研究科 浅島 誠
- 10:35～10:55 海に生きるしくみを探る：ホルモンと浸透圧調節を中心に
海洋研究所 竹井 祥郎
- 11:00～11:20 感じる血管、考える血管、行動する血管
先端科学技術研究センター 児玉 龍彦
- 11:25～11:45 道管：植物の血管を科学する
理学部・理学系研究科 福田 裕穂
- 11:50～12:10 人体の複雑系ゆらぎとホメオスタシス
教育学部・教育学研究科 山本 義春
- 12:15～13:15 休憩

<座長 長澤 寛道（農学系）>

- 13:15～13:35 生体内ネットワークの解明：構造プロテオミックス
薬学部・薬学系研究科 嶋田 一夫
- 13:40～14:00 DNAメチル化を中心とした個体発生のエピジェネティックス
農学部・農学生命科学研究科 塩田 邦郎
- 14:05～14:25 RNAにおける転写後修飾の役割と疾患
工学部・工学系研究科 鈴木 勉
- 14:30～14:50 原子構造が明らかにするカルシウムポンプのメカニズム
分子細胞生物学研究所 豊島 近

15:00～15:30 コーヒーブレイク

<座長 大矢 禎一（新領域）>

- 15:30～15:50 驚異の脂肪細胞：生活習慣病のからくり
医学部附属病院 門脇 孝
- 15:55～16:15 遺伝子から生命を創る
新領域創成科学研究科 上田 卓也
- 16:20～16:40 ストレス応答系MAPキナーゼ：酵母からヒトまで
医科学研究所 斎藤 春雄
- 16:45～17:05 免疫応答における時空間制御の仕組み
医学部・医学系研究科 谷口 維紹
- 17:10～17:20 閉会挨拶 副学長 桐野 高明
- 17:30～ 懇親会 山上会館 地下食堂「御殿」
（懇親会のみ要登録）
事前にメールまたはFAXにてご連絡下さい。
（E-mail : doi@lsbm.org FAX : 03-5452-5232）
教職員 3,000円 学生 1,000円です。
ふるって御参加ください。

原稿募集

- 「学内広報」に学内の情報をお寄せください。
- ・文字数800字以内（写真がある場合は文字数を控えめにしてください。）
 - ・写真には、キャプション（説明文）を添えてくださるようお願いいたします。

送付先 東京大学総務部広報課
TEL : 03-3811-3393 内線 : 82032、22031
FAX : 03-3816-3913
E-mail : kouhou@ml.adm.u-tokyo.ac.jp

原稿の締切は毎月第1・3水曜日、配付は翌々週の火曜日です。ただし、該当日が祝日の場合や、12月を除きます。

平成16年度の学内広報の発行スケジュール
<http://www.adm.u-tokyo.ac.jp/gen/gen3/kouhou.htm>

効率

国立大学が法人化されて、「効率」という単語を盛んに耳にするようになった。私は、全国共同利用研究所兼東京大学附属研究所である「物性研究所」に2年前から赴任している。当然、研究所の教員としての仕事の「効率」ということを気にしてしまう。実はこの「効率」という単語を気にしだしたのは、前に勤務していた大学でのことである。前の大学には4年しか勤務できなかったのはあるが、そこで、どうしても気がかりな初老の先生と親しくなった。他人を外見で判断してはいけないとはいえ、どうみてもバリバリ研究を展開する方には見えなかった。近くに寄れば所謂「癒し系」の先生といったところであろうか。当時、文部科学省の特定研究などで活躍する若手先生方にお会いする機会の多かった私にとっては、かえって気になる方であった。ここで、この先生をK先生としておこう。

それまでの私は研究をバリバリ行う＝教育もバリバリという考えが支配的であった。K先生の研究業績は確かに年齢から考えると多いとは言いがたかった。しかし、私は、時がたつにつれて、奇妙なことに気がつき始めた。K研究室の大学院学生が異常にしっかりしているのである。また、研究室でのゼミなど熱心に指導しておられるのである。ある日曜日の夜に急用ができ、K先生の自宅に電話した。電話の向こうが異常に騒がしい。どうしたのかと聞くと、K先生は、研究室の卒業生が年に一度自宅に集うのだという。しかも、30年くらい前に卒業した学生で、ほぼ、私と同年齢らしい。私はそれを聞いて強く心を打たれた。これこそ大学教員の教育者と

しての最高の到達点ではないかと。お聞きすると、その昔の研究室立ち上げの折、手作りの装置を立ち上げた仲間らしい。その達成感と仲間意識はその後社会に出て30年たっても消えていないらしい。そして、K先生が彼らの青春時代に燃焼したシンボルなのだろうと、そして、その後彼らが社会で活躍する原点になったのだろうと、様々な想像が走る。

さて、私は実験物理が専門であるため、他の研究室に遊びに行つては、そこをよく観察する癖がある。もちろん、実験を行うにあたり、何処に何があるということ把握しておくことは、実験をスムーズに行うためには重要だからであり、これも、実験をより効率的に進めるための業でもある。私は、昔からの貧乏癖で、隣の研究室の宝を見るのは興味津々なのである。K研究室の院生が実験に没頭しているときに、よく声をかけながら、お宝を拝見する。しかし、K研究室は高価な装置どころ

かどこかの廃棄物リサイクル製品ばかりであり、フランケンシュタインの怪物を彷彿とさせる物でいっぱいである。普通ならば、既製品を購入して効率的にやるような物まで、廃品利用の非効率的なものが多い。院生達は、裕福な研究室の院生が簡単に済ませる物でも時間をかけて装置を組んでいかないと実験を進めることができない。K先生はその「非効率」を学生と共に楽しんでいるかのように見える。そして、このような結果の蓄積が、30年たってもK先生の自宅に多くの卒業生が集うという現象につながっているのである。K先生は大学最初の学長裁量ベストティーチャー賞を受賞された。まことに当を得た受賞であった。

嶽山正二郎（物性研究所）



(淡青評論は、学内の職員の方々をお願いして、個人の立場で自由に意見を述べていただく欄です。)

この「学内広報」の記事を転載・引用する場合には、事前に広報委員会の了承を得、掲載した刊行物若干部を広報委員会までお送りください。なお、記事についての問い合わせ及び意見の申し入れは、総務部広報課を通じて行ってください。

No. 1301 2004年11月24日

東京大学広報委員会

〒113-8654 東京都文京区本郷7丁目3番1号
東京大学総務部広報課 ☎ 03-3811-3393
e-mail: kouhou@ml.adm.u-tokyo.ac.jp
ホームページ http://www.u-tokyo.ac.jp/index_j.html



東京大学
THE UNIVERSITY OF TOKYO